

介護保険料を滞納していると 保険給付に制限が加えられます

介護保険は「介護をする人をみんなで支えよう」とする制度です。

その運営に必要な保険料を滞納すると、ご自分が介護サービスを利用する時に、その未納期間に応じて保険給付の制限を受けることになります。(下表参照)

必要な時に必要なサービスが受けられないなどということがないよう、介護保険料の納付をお願いします。

納付が難しい場合には、早めにご相談ください。

* 65歳以上の方またはその属する世帯の生計維持者がつぎのような事情がある場合には、保険料を減免または徴収を猶予することができます。

①震災などの災害により住宅、家財などに著しい損害を受けたとき

【介護保険料を納めないでいると】

■ 2年以上滞納
サービスを利用した時の自己負担が1割(または2割)から3割に引き上げられます。また、高額介護サービス費などが受けられなくなります。

■ 1年6か月以上滞納
保険給付の一部または全額が差し止めとなります。なおも滞納が続く場合は、差し止めている保険給付費から滞納している保険料が差し引かれます。

■ 1年以上滞納
サービスを利用した時に費用がいったん全額自己負担となります。(ただし、申請により後で保険料が支払われます。)

②死亡または心身に重大な障害を受け、もしくは長期入院により収入が著しく減少したとき

③事業の廃止や失業などにより収入が著しく減少したとき

※問い合わせは、福祉保健課(保険給付について)

☎ 83・2777

住民課(保険料の納付相談について)

☎ 83・2190

休日・夜間臨時 納税窓口開設

町では、休日・夜間臨時納税窓口をつぎの日程で、開設します。普段お仕事などの都合で納税ができない方、また、納税に関するご相談などがありましたら、是非ご利用ください。

〔会場〕役場1階住民課

①休日臨時納税窓口

〔日時〕12月8日(日)

21日(土)

午前9時～午後5時

②夜間臨時納税窓口

〔日時〕12月18日(水)

26日(木)

午後5時15分～午後8時

※問い合わせは、住民課

☎ 83・2190

国民健康保険被保険者のみなさんへ 医療費等通知書をお送りします

国民健康保険被保険者のみなさんに、ご自身の健康と医療に対する認識を深めていただくとともに、診療日数などの受診内容に誤りがないかをご確認していただくために、「医療費等通知書」を12月中にお送りします。今回のお知らせは、主に令和5年11月から令和6年6月の間に受診されたものになります。

また、確定申告(医療費控除)の際にこの医療費等通知書が必要になります。

※問い合わせは、住民課

☎ 83・2182

マイナンバーカードに関する 手続窓口は予約制です



マイナンバーカードに関する手続(申請、受取、電子証明書更新など)は、住民課で予約制にて行っています。受付時間は、平日の午前9時から11時、午後1時30分から4時までです。

* 予約をされずに来庁された場合、お手続きができなかったり、お待ちいただく場合がありますのでご注意ください。

* 土曜日、日曜日、祝日は窓口を開設していません。

※予約、問い合わせは、住民課

☎ 83・2182